令和７年度第１回秋田県社会福祉審議会議事録

【日時】令和８年３月１８日（水）
１０時００分～１１時４５分
【場所】県議会棟１階　正庁
（オンライン併用）

＜出席者＞

・委員

五十嵐知規委員、石川博康委員、伊藤英紀委員、大曽基宣委員、大友潤一委員、柴田理委員、柴田一宏委員、柴田融委員、須田広悦委員、瀬尾知子委員、高橋恭康委員、髙橋謙一委員、高橋めぐみ委員、藤原幹子委員、細越満委員、鷲谷貴也委員（１６名）

・県

石澤福祉政策課長、滝本福祉政策課政策監、佐藤地域・家庭福祉課長、三浦長寿社会課長、甲谷障害福祉課長、加藤幼保推進課長

１　開会

２　健康福祉部長あいさつ

事務局

本来であれば次第に従いまして、石井健康福祉部長よりご挨拶を申し上げる予定でございましたが、本日急遽県議会対応のためやむを得ず欠席させていただくこととなりました。そのため、石澤福祉政策課長による代読とさせていただきます。

福祉政策課長

（代読開始）

本日は、お忙しい中、秋田県社会福祉審議会にご出席いただきありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から本県の健康・医療・福祉行政の推進について、格別のご協力をいただいておりますこと、改めて感謝申し上げます。

さて、福祉行政を取り巻く環境でありますが、核家族化や高齢者をはじめとした一人世帯の増加などの社会環境の変化に伴い、社会的孤立、８０５０問題、ヤングケアラーなど、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しております。

加えて、生産年齢人口の減少により、医療や介護分野におけるサービスの担い手不足が、今後ますます深刻化することも懸念されております。

こうした中、県は、今年度、本県が持つ豊かな資源やポテンシャルを最大限に引き出し、持続可能な秋田づくりを進めていくための新たな県政運営の指針となる「秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～」の策定を進めてまいりました。

本日の審議会では、その具体化に向けた各分野の計画である、「第３次秋田県こどもの貧困解消対策

推進計画」「秋田県認知症施策推進計画」「バリアフリー社会の形成に関する基本計画」についてご報告させていただきます。

また、児童福祉法等の一部を改正する法律に伴う秋田県社会福祉審議会条例の改正についてもご説明いたします。

このほか、現在の県の施策に対する御意見や、日ごろ皆様がお感じになっていることなどについても忌憚なく御発言をいただくことで、本日の会議が有意義なものになればと考えております。

本日はよろしくお願いいたします。

（代読終了）

以上、健康福祉部長の挨拶を代読いたしました。私からも本日はどうぞよろしくお願いいたします。

３　委員の紹介等

事務局

本日の出席者につきましては、大変恐縮ですが、出席者名簿の配布をもって紹介に代えさせていただきますことをご了承願います。本日の審議会には、委員総数 20 名のうち現時点で 15 名のご出席をいただいております。なお、1 名の委員につきましては、お仕事の都合により会議の途中からのご参加となる旨、ご連絡をいただいております。また、石川委員、柴田融委員、瀬尾知子委員、髙橋謙一委員、細越委員におかれましては、オンラインにてご参加いただいております。委員の過半数が出席しておりますので、秋田県社会福祉審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、本日の会議が成立していることをご報告いたします。次に、本審議会の委員長および副委員長をご紹介いたします。委員長は、弁護士の柴田一宏委員でございます。副委員長は、日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部の髙橋謙一委員でございます。髙橋副委員長はオンラインでのご参加となります。それでは、柴田委員長よりご挨拶をお願いいたします。

柴田委員長（弁護士）

委員の皆様におかれましては、日頃、専門分科会等において県の施策に対するご審議をいただいておりますが、本日の審議会は年に一度、全ての委員が一堂に会してご発言いただける貴重な機会でございます。充実した審議会となるよう進行に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

－秋田県社会福祉審議会運営要綱第 6 条第 1 項の規定により、進行を柴田委員長に引き継いだ。－

柴田委員長

それでは次第に従いまして会議を進めてまいります。その前に一言申し添えます。審議内容は議事録としてホームページに公開されますが、その際、委員の皆様のお名前を特に秘匿する必要はないと考えますので、公開を前提として進行させていただきます。また、本日の会議の終了時刻は 12 時頃を予定しているとのことですので、円滑な議事進行へのご協力をお願いいたします。それでは、次第 4 の報告事項に入ります。「(1) 各専門分科会・部会の開催状況について」ですが、専門分科会等を開催した場合には、専門分科会長が本審議会へ報告することとなっております。前回の審議会以降に開催された

専門分科会・部会の開催状況について、順次ご報告をお願いいたします。

4　報告

（1）各分科会・部会の開催状況について

①民生委員審査専門分科会の開催状況

須田委員（秋田県社会福祉協議会　常務理事）

民生委員審査専門分科会の開催状況について報告いたします。当分科会は、令和7年9月24日に開催いたしました。分科会では、昨年12月1日付の民生委員・児童委員の一斉改選に向けまして、各市町村の民生委員推薦会から推薦のあった候補者2428名についての審査を行い、全員を適任と決定いたしました。

これら候補者につきましては、厚生労働省へ推薦を行い、昨年12月1日付で厚生労働大臣からの委嘱を受けております。なお、民生委員・児童委員の市町村ごとの定数につきましては、厚生労働省の定める基準を参酌し、「秋田県民生委員の定数を定める条例」において規定しております。

本分科会の審査対象は、中核市である秋田市を除いた24市町村でございます。令和4年の前回の一斉改選以降、大館市で2名の増員、藤里町で1名の減員があったことから、委員定数は前回比で1名増の2683名となっております。過半数以上の市町村において現在欠員が生じており、早期に欠員を解消すべく、関係市町村において後任者の選定作業を継続しているところでございます。

②身体障害者福祉専門分科会・審査部会の開催状況

伊藤委員（秋田県身体障害者福祉協会　会長）

身体障害者福祉専門分科会および審査部会から報告いたします。当分科会および審査部会は年4回開催しており、前回の社会福祉審議会以降は、令和7年7月3日、9月4日、12月11日に開催いたしました。

分科会におきましては、身体障害者福祉法第15条に規定する、身体に障害がある者の診断書を作成する医師の指定に関して審議を行っております。審査部会におきましては、身体障害者の障害程度の等級に関して審議を行っております。

件数等につきましては資料記載の通りとなっております。なお、明日3月19日に令和7年度第4回分科会および審査部会の開催を予定しております。

③児童福祉専門分科会の家庭福祉部会の開催状況

柴田委員長

家庭福祉部会の審議事項は、里親の認定や児童相談所が行う措置に関することなどでございます。前回の本審議会以降、部会を4回開催しております。

開催状況ですが、里親の認定の適否については、合計12件・15名の里親希望者を審議し、認定適当との意見を決定いたしました。また、里親登録の更新については、19件・29名の報告を受けております。このほか、児童虐待事案について5件の報告を受けたほか、児童の意向と一致しない措置の適否などについても審議いたしました。

④児童福祉専門分科会の保育所専門部会の開催状況

幼保推進課長

保育所専門部会につきましては、令和7年4月1日の組織見直し以降、本日まで専門部会が開催されておらず、部会長が選任されておりませんので、事務局から報告いたします。

前回の社会福祉審議会以降、本日まで専門部会は開催しておりません。なお、明日3月19日に保育所専門部会の開催を予定しております。審議案件は2件を予定しており、横手市の公立保育所の民間移行に伴う保育所の設置認可に関する案件等でございます。報告は以上でございます。

⑤地域福祉支援計画専門分科会の開催状況

髙橋謙一委員（日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部　教授）

地域福祉支援計画専門分科会の開催状況につきましてご報告いたします。本分科会の審議事項は、秋田県地域福祉支援計画の策定等でございます。前回の本審議会以降、分科会を1回開催いたしました。今年度は9月2日に開催し、第3期計画の各施策の進捗状況について報告を受けました。

委員の皆様から出された主な意見は以下の通りです。「これまで地域を支える活動を行ってきた人材が、高齢化などの理由で減少している。また、生活課題が複雑・多様化しており、従来の相談支援機関の枠から外れてしまう事例が生じていることから、横断的な支援体制の構築が求められている。」「秋田県の公式LINEの登録者数は、県の人口に対して少ない。SNSを活用していく上では、普及に向けた効果的な対応策を検討する必要がある。」「認知症サポーター養成講座を受講し、基本的な知識と理解を得た後、その知識を実際の活動に活かすためには、認知症ステップアップ講座の開催が重要である。」「災害ボランティアコーディネーターには、防災士の資格を取得するなど、さらなる専門性の向上が求められる。」

地域福祉支援計画専門分科会からの報告は以上でございます。

◎柴田委員長

ありがとうございました。それでは、ただいまの各報告に関しまして、ご質問やご意見などがございましたらご発言をお願いいたします。

（発言なし）

特に無いようですので、次に報告事項（2）「第3次秋田県こどもの貧困解消対策推進計画（案）について」ご説明をお願いいたします。

(2)「第3次秋田県こどもの貧困解消対策推進計画（案）について」

地域・家庭福祉課長

「第3次秋田県こどもの貧困解消対策推進計画（案）」についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

初めに、「第1章基本的な考え方」の「策定の趣旨」についてご説明いたします。貧困により、こどもが適切な養育や教育を受けられないこと、多様な体験の機会が得られないこと、その他のこどもが権利利益を害され社会から孤立することのないよう、貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するものでございます。計画期間は令和8年度から令和11年度までの4年間となっております。

次に「第2章こどもの貧困の現状と前期計画の評価」についてです。厚生労働省の調査によりますと、令和3年度（2021年）の日本のこどもの貧困率は11.5%となっております。この調査では都道府県別の貧困率は公表されておりませんので、次期計画では、本県のこどもの貧困の状況を捉える目安として、「就学援助率」の推移を注視していく考えでございます。

資料記載の通り、就学援助制度は経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助を行うものであり、令和5年度における本県の就学援助率は12.88%、児童生徒数にして7,297人となっております。前期計画（第2次計画）の指標と評価につきましては、資料の右側に記載の通りです。「生活保護世帯と一般世帯のこどもの進学率の差を縮小する」などの目標は達成見込みとなっております。しかし、一番下の項目「こども食堂等貧困対策を実施している民間等団体がある市町村数」につきましては、令和7年3月末現在で19市町村にとどまっている状況でございます。次のページをご覧ください。こどもの貧困解消を目指す上での課題といたしまして、支援が必要なこどもの発見の難しさや、支援体制の地域間格差などが挙げられます。こうした認識の下、課題を克服するため、関係機関が連携し、こどものライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築・強化しつつ、計画を着実に推進する必要があると考えております。

第3次計画の指標・目標につきましては、第2次計画の継続性を重視し、概ね同様の目標を掲げておりますが、8項目に、次期秋田県総合計画にも指標として掲げることとしている「こどもの貧困解消対策を実施する支援団体等の新規設置数（毎年度5団体増加）」を新たな指標として位置付けたいと考えております。

最後に「第4章重点施策と具体的な取組」でございます。令和6年9月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、民間団体の活動支援の重要性が明記されました。この法律が掲げる支援策に沿って、5つの支援策を重点施策として位置付け、取り組んでまいります。改正法におきましては、「多様な体験の機会」に関する記述が明確に盛り込まれました。これを踏まえ、第2次計画には含まれていなかった教育庁所管の「体験に関する事業」を本計画に掲載することとしております。また、重点施策5「民間団体の活動の支援」につきましても、これまでは学習支援や生活支援が代表的な活動形態として想定されておりましたが、今後は「多様な体験機会の提供」に取り組む団体も増やしていきたいと考えており、その方針を計画内に明記しております。

◎柴田委員長

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明についてご質問やご意見のある方はご発言をお願いいたします。

○柴田理委員（秋田県母子福祉協議会　会長）

私は母子生活支援施設を運営する団体の立場で発言させていただきます。

県内には7箇所の施設があり、現在80～90世帯の母子家庭が入所しております。入所の背景といたしましては、DV被害、離婚による経済的困窮、あるいは未婚での出産など、何らかの困難を抱えた女性とその子どもたちが利用されています。そのうち、半数以上がDV被害を理由とする入所という状況にあります。母親が心に深い傷を負っているケースも多く、就労が困難であったり、就労できても非正規雇用が多かったりと、深刻な経済的困窮を抱えている世帯もあります。こどもの貧困とい

う観点から見ますと、DV の防止ということが極めて重要な課題であると考えます。
県におかれましては、昨年度「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を策定されていますので、本計画につきましても、ぜひそうした女性支援の施策と密接に連携した上で取り組みを進めていただきたいと要望いたします。

●地域・家庭福祉課長
県では昨年度「秋田県困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画」を策定しており、先日その進捗状況等について、支援調整会議を開催し、ご議論いただいたところでございます。
いずれの計画におきましても、様々な困難を抱えた方々、それが女性であれ、こどもであれ、が直面している課題は非常に複雑かつ多様化しております。そのため、共通の基盤として「困難を抱える方を誰一人取り残さない」という姿勢を全ての施策において共有し、取り組んでいくことが重要であると認識しており、そういった方針で臨んでまいります。

〇須田委員（秋田県社会福祉協議会　常務理事）
私どもも取り組んでいる内容と関連がございますので、意見を述べさせていただきます。まず、「こどもの貧困」に関する社会的な認識が、依然として薄いのではないかという印象を強く持っております。様々な場面でこの話題を取り上げますが、「相対的貧困」という概念自体が十分に理解されておらず、先ほど課長からもご説明があった「体験機会の剥奪」といった問題についても、理解が進んでいないと感じます。「それが本当に貧困なのか？」といった反応が返ってくることも少なくありません。私どもとしても普及啓発に努めなければならないと考えておりますが、県におかれましても、あらゆる機会を捉えて、現代における「新しい貧困」の概念について広く県民に周知を図っていただきたいと存じます。
また、私どもはこども食堂の運営支援等に取り組んでおりますが、目標数値を達成できておらず大変申し訳なく思っております。本県のこども食堂の数は、こどもの人口比で見てもおそらく全国で最下位クラスであり、圧倒的に少ないのが現状です。その要因は様々あると考えますが、本県では放課後児童クラブが比較的充実していることが影響している可能性もございます。しかしだからといって、地域に居場所のないこどもたちが存在しないわけではありません。この点につきましては、私どもの今後の重要な課題であると認識しております。ボランティア団体だけでなく、企業や社会福祉法人など多様な主体を巻き込みながら取り組んでいく必要があると考えておりますので、行政の皆様とも協議を重ねながら推進してまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

●地域・家庭福祉課長
こどもの貧困対策におけるネットワーク形成支援事業におきましては、まさに県社会福祉協議会様と二人三脚で取り組ませていただいており、現状認識につきましては全く共通しております。「こどもの貧困とは具体的にどのような状態を指すのか」という基本的な理解を広めることは非常に重要であると考えております。また、課題として「支援体制の地域間格差」を挙げさせていただきましたが、市町村の担当部署においても、こどもの貧困に対する理解度や取り組みの意欲に温度差があると考えております。そのため、昨年度から市町村の担当者を対象としたこどもの貧困対策に関する

研修を実施しております。

こうした取り組みを通じて、多くの方々に貧困の実態を理解していただくとともに、委員ご指摘の通り、本県のこども食堂数が全国平均と比較して著しく少ないという現状を重く受け止め、支援拠点の拡大に一層注力してまいらなければならないと考えております。

今後も県社会福祉協議会に配置されているコーディネーターと密接に連携し、来年度の具体的な施策展開について意見交換を重ねながら前進してまいりたいと存じますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

〇伊藤委員（秋田県身体障害者福祉協会　会長）

関連して意見を申し上げます。私は秋田県生活福祉資金運営委員会の委員も務めておりますが、日頃の活動を通じて強く感じていることがございます。

相談書類などを拝見しますと、離婚して母親が親権を持ち、一人でこどもを育てている家庭における貧困が非常に深刻であると見受けられます。実態を伺うと、離婚後に元夫から養育費が全く支払われていないケースが多々存在します。離婚したとはいえ、父親にも子育ての責任は当然にあるはずです。母親に全ての責任と負担を強いるのではなく、父親からも養育費として生活費を支払う仕組みを社会全体として確立すべきではないでしょうか。

関係者の皆様からもそうした声を積極的に上げていただき、社会的な共通認識を醸成していかなければ、母子家庭の母親はこどもを高校や大学へ進学させることも困難な状況に置かれたままです。法的・制度的な枠組みの詳細は存じ上げませんが、離婚後の父親からの養育費支払いを確実にするための対策を強化していただく必要があると強く感じております。

少々厳しい意見かもしれませんが、現場の実感として申し上げます。よろしくお願いいたします。

●地域・家庭福祉課長

養育費の確保は極めて重要な課題でございます。私どもが実施しているひとり親世帯向けの支援事業の多くが、このこどもの貧困解消対策計画にも盛り込まれておりますが、その一つに「養育費の確保対策事業」がございます。私どもが県内の母子・父子家庭を対象に実施した実態調査によりますと、養育費の支払いに関する「取り決め」をしていない世帯が約半数に上ります。また、現在も継続して養育費を受け取れている世帯は全体の４割にも満たないという、非常に憂慮すべき状況が明らかとなっております。

養育費を確保するためには、まず離婚時に明確な取り決めを行うことが不可欠であり、公正証書の作成等が有効ですが、それには費用が掛かります。県ではその費用を助成する制度を設けております。また、取り決めをしたにもかかわらず支払いが履行されない場合には、強制執行申立に係る弁護士費用等の助成も行っております。

養育費が支払われない、あるいは取り決めすらなされない理由の一つとして、当事者間の感情的な問題が挙げられます。「一刻も早く離婚したい」「相手の顔も見たくない、話もしたくない」という理由から、取り決めを放棄してしまうケースも少なくないとお聞きしております。

しかし、養育費は離婚した父母間の問題ではなく、こどもの健やかな成長のための資金であるという意識を、父母双方に持っていただくための普及啓発が極めて重要です。そうした意識啓発と並行

して、経済的な支援制度も引き続き実施してまいります。養育費の確保はこどもの貧困対策において大変重要な要素であると認識しておりますので、しっかりと取り組んでまいります。

〇藤原委員（秋田県民生児童委員協議会　副会長）

民生児童委員として活動している現場の立場から意見を申し上げます。実際に私が対応したケースですが、3 人のこどもを抱えるお母様が、夫から突然離婚を突きつけられました。慰謝料や養育費を請求したくても、弁護士へ相談するための資金制度があることすらご存知ありませんでした。ご実家からの支援も得られない状況の中、元夫は新しい交際相手と再婚し、新築した家も奪われてしまい、お母様は泣き寝入りするしかないという大変痛ましい事案でございました。こうしたケースが現実には数多く存在していると感じております。

私は常に感じているのですが、根本的な原因は、社会に出る前のこどもに対する「教育」の欠如にあるのではないでしょうか。親自身が、こどもをもうけ、責任を持って育て上げるという基本的な教育を受けておらず、学校教育においてもそうした道徳観や責任感が十分に教えられていないように感じます。また、学校現場の状況も深刻です。横手市などで学校が統合され規模が大きくなりましたが、不登校のこどもの数が驚くほど増加しています。さらには、将来の 8050 問題に直結するようなひきこもりの若者も存在します。事後的な対策だけでなく、根本的な教育や社会の意識を改善しなければ、問題は一向に解決しないと痛感しております。例えば、小学生が髪を染めて登校してきても、校長先生や周囲の大人は何も注意しないという話を耳にしました。なぜなら、そのこどもの家庭環境が複雑であることを皆が知っているからです。離婚したお母様は日々の生活を維持するだけで精一杯であり、こどもの生活態度は次第に乱れていってしまいます。さらに、離婚に対する社会的なハードルが下がり、各種の手当も支給されるためか、若い世代が安易に離婚を選択し、家庭環境が不安定なこどもたちが増加しているように感じます。

こどもをもうけることの重い責任について、教育の段階からしっかりと教えていく必要があると考えます。DV を行うような大人が存在すること自体が社会の歪みであり、根本的な教育の立て直しを図らなければ、状況は改善されないと危惧しております。

●地域・家庭福祉課長

教育庁が所管する領域につきましては、私どもからお答えを申し上げることは困難ですが、「貧困の連鎖」という観点からは、委員のご指摘の通り、適切な教育や基本的な生活習慣が身につかないまま子どもが成長し、親となることで、次世代にも同じような課題が引き継がれてしまうという問題意識は、私どもも共有しております。

私どもの所管業務の範囲内で申し上げますと、こどもの様子に異変がある（例えば身だしなみが乱れているなど）ことに最も早く気づくことができるのは、まず第一に学校の教員であると考えております。そうしたサインに気づいた場合には、まずは児童相談所等の専門機関へ繋げていただくことが極めて重要です。児童相談所では様々な相談体制が整っておりますので、早期の発見と適切な機関への接続について、教育機関と密接に連携を図ってまいりたいと存じます。

また、「貧困の連鎖を断ち切る」という本計画の目標に向けた具体的な施策として、生活困窮者自立支援法に基づく「こどもの学習・生活支援事業」を展開しております。県内全域への拡大にはまだ

課題がございますが、この事業は単なる学習支援にとどまらず、基本的な生活習慣の確立や、こどもたちが安心して過ごせる「居場所」の提供を目的としております。私どもとしてできる限りの対策を講じ、教育機関とも連携しながら、こうした取組をしっかりと推進してまいりたいと考えております。

〇大曽委員（聖霊女子短期大学　生活文化科　教授）

第４章の「重点施策」における「教育の支援」の項目に、「学校を貧困対策のプラットフォームとして位置付けた教育相談体制の構築」と掲げられております。これは大変重要な視点と感じました。

その上で申し上げたいのですが、効果的な対策を講じるためには、まず「こどもたちが具体的にどのような困難を抱えているのか」という課題を適切に抽出するプロセスが不可欠であると考えます。例えば、「朝、冷蔵庫を開けても食べるものがない」「周りの友達はゲームを持っているのに自分は買ってもらえない」「十分な睡眠が取れていない」「宿題ができず、休み時間に肩身の狭い思いをしている」など、困りごとの内容は多岐にわたります。

私が以前勤務していた愛知県の自治体では、小学校の卒業式で袴を自粛するよう教育委員会が要請した事例がございました。経済的に余裕のある家庭のこどもが華美な服装をする一方で、用意できないこどもが疎外感を感じてしまうという問題が生じたためです。また、貧困世帯のこどもが適切な防寒着を持っておらず、学校側が密かに用意して対応したという事例もございました。これらの対応は、現場の教員が「こどもが何に困っているのか」「指導上どのような配慮が必要か」という課題を抽出し、行政と連携して対策を講じた結果であると認識しております。貧困の状態は段階的であり、統計数値には表れない「満たされていない」と感じているこどもたちは多数存在すると推察されます。

したがって、学校というプラットフォームにおいて、こどもたちの具体的な「困り感」を発見し、すくい上げるための明確な枠組みやプロセスを構築し、それをどのように行政や関係機関へ繋げていくのかという手順を明確にすることが非常に重要です。すでに何らかの取り組みが進められているかと存じますが、課題抽出のプロセスについての現状をお聞かせいただけますでしょうか。

●地域・家庭福祉課長

学校をプラットフォームとして位置付けた体制構築の具体的な取り組みといたしましては、計画案にも記載の通り、福祉関連機関との連携窓口として「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」の配置を推進しております。また、教育事務所や総合教育センターにおける教育相談体制の充実、少人数学習推進事業の実施などを挙げさせていただいております。

実際にスクールソーシャルワーカーの方とお話しする機会がございましたが、「教員がこどもたちの小さなSOSや困りごとに気づき、我々ソーシャルワーカーへ繋いでいただければ、福祉や必要な支援へ確実へと結びつけることができる」と大変心強い言葉をいただいております。

委員ご指摘の通り、こどもたちが抱える具体的な困りごとは多様であり、一律の対応は困難ですが、まずは「最も身近にいる教員が異変に気づく」という初動のプロセスが最も重要であると認識しております。抽出された課題に対してどのように支援を展開していくかにつきましては、教育庁とより一層緊密に連携を図りながら、効果的な対応フローを構築してまいりたいと考えております。

〇大友委員（秋田県保育協議会　会長）

私どもは、0 歳から就学前までの乳幼児をお預かりする保育現場におります。生まれた瞬間から「悪い子」というものは存在しません。しかし現実として、生まれた瞬間から「貧困の環境」に置かれているこどもは存在します。そして、貧困状態にある親御さんも、自ら望んでその状況に陥ったわけではなく、様々な背景や理由が存在します。

保育園の行事などで祖父母の皆様をお招きした際、「最近の若い親は…」と苦言を呈される方が多くいらっしゃいます。しかし、「その若い親を育てたのは誰ですか」と問いたくなるのが正直なところです。誰の責任かを追及しても解決には至りませんが、社会全体で考えるべき問題です。

現代はスマートフォンの普及により、1 歳のこどもが親の真似をしてスマホを操作するような時代です。食事の準備中など、こどもにスマホを渡して動画を見せておく保護者も少なくありませんし、小学生の大多数がスマホを所有しています。その結果何が起きているかと言いますと、こどもたちの世界が「1 人で完結」してしまっているのです。他者とのコミュニケーション能力が育たず、集団活動が困難な子どもが増えています。先ほど不登校の問題が指摘されましたが、学校へ行かなくてもネット上で「友達」ができているため、孤独を感じていないケースもあるのです。スマホ自体が友達の代わりになってしまっています。数十年前から情報化社会が推進され、生活は飛躍的に便利になりましたが、こどもの発達や教育という観点からは、深刻な悪影響を及ぼしている側面も否定できません。

しかし、現代社会においてスマホを完全に排除した生活はもはや成り立ちません。では、我々はどうすべきでしょうか。

私が保育現場に出た数十年前と現在では、保護者の「子育ての力」が大きく低下していると感じます。我々は、そうした時代の変化や、現代の保護者・こどもたちの実態に寄り添った保育・教育を模索し続けなければなりません。日々の保育現場では、保護者の対応や児童相談所が関与する深刻なケースにも直面しており、一朝一夕には解決できないジレンマを抱えております。

このような会議の場では、様々な課題が共有されますが、「こうすれば全て解決する」というような特効薬は決して提示されません。しかし、特効薬がないからといって我々が歩みを止めてしまえば、こどもたちは取り残されてしまいます。

我々は、目の前のこどもたちの「最善の利益」と「安心・安全」を担保するという大人としての責任を果たすため、日々の業務に尽力しております。行政の皆様の専門的な知見や支援のお力添えをいただきながら、関係機関と協力し、目の前のこどもたちを健やかに育てていきたいと強く願っております。抽象的な意見で恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

●地域・家庭福祉課長

現場の切実な声を届けていただき、ありがとうございます。「特効薬はない」という委員のお考えは、私も全く同感でございます。行政としても、できる限りの施策を一つ一つ地道に積み重ねていくしか道はないと考えておりますし、行政単独で解決できる問題では決してございません。本日お集まりの皆様をはじめ、様々な民間団体の皆様のご支援とご協力を得ながら、知恵を絞って対応していく必要があると強く認識しております。

「貧困の連鎖を断ち切る」という極めて困難な課題に対し、行政として特に注力すべき施策の一つが、先ほども申し上げた「こどもの学習・生活支援事業」であると考えております。これまでは、特定の場所に集まって学習支援を行う集合型の事業が中心でしたが、居住地域によってはアクセスできず支援を受けられないこどもたちがいるという課題がございました。そこで新たな試みとして、今年度から「オンライン型」の学習・生活支援事業を実施することとしております。これはまさにスマートフォンの機能等も活用し、物理的な距離の制約を克服しようとする試みです。私ども行政も、日々知恵を絞り、新たなアプローチを模索しながら、できる限りの取り組みを進めてまいります。皆様におかれましても、引き続きのご支援とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

◎柴田委員長

ありがとうございました。他にご発言はございませんでしょうか。

（発言なし）

特に無いようですので、次に報告事項（3）「秋田県認知症施策推進計画（案）について」ご説明をお願いいたします。

（3）秋田県認知症施策推進計画（案）について

長寿社会課長

資料3「秋田県認知症施策推進計画」につきましてご説明いたします。国において、令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。本計画は、同法に基づき地方自治体の努力義務として新たに策定するものでございます。

計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間であり、今回が第1期の計画となります。資料上段の「認知症高齢者数の現状と将来推計」をご覧ください。本県の高齢者人口は、令和2年の約36万4000人をピークに減少傾向に転じておりますが、75歳以上の後期高齢者につきましては引き続き増加すると推計されております。その中で、認知症の高齢者数は令和7年の推計で約4万7000人、高齢者全体の13.4%を占めると見込まれております。今後も増加を続け、2030年頃にピークを迎えるという推計に基づいて計画を策定しております。高齢者全体に対する割合は13.4%ですが、年齢別に見ますと、85歳から89歳では32.8%、90歳以上では50.3%と、有病率は著しく上昇いたします。したがって、認知症は「誰もがなり得るもの」であるという基本認識に立つことが重要であると考えております。続いて資料中段の「基本理念」についてご説明いたします。国の基本計画とも連動する形で、以下の6つの基本理念を掲げております。

1.「尊厳の尊重」：認知症になってからも、尊厳を保持する一人の人間であることを尊重する。
2.「本人主体」：認知症の方を支援の対象としてだけでなく、権利の主体として位置付ける。
3.「理解と認知」：誰もが認知症について正しく理解し、自分事として考える。
4.「自分らしさの尊重」：認知症になっても自分らしく生きられるよう、能力や個性を活かせる地域社会づくりを進める。
5.「共生」：誰もが対等な地域社会の一員として、支え合いながら共に生きる。
6.「備え」：誰もが認知症になり得ることを前提とし、発症を遅らせる、あるいは発症後も進行を緩

やかにするための科学的知見を共有し、リスクに備える（認知症予防）。これらの理念に基づき、「目指すビジョン」といたしまして、「認知症があってもなくても、県民一人ひとりが互いに支え合いながら、最期まで自分らしく安心して暮らし続けられる秋田」の実現を共通の目標としております。

次のページをお願いいたします。「基本目標」についてです。以下の 4 つを掲げております。

1.認知症への理解と共感の促進を図る。

2.認知症になっても自分らしく暮らせる地域づくりを進める。

3.切れ目のない保健・医療・福祉の提供体制を整備する。

4.身近で相談しやすい支援体制の整備を進める。資料右側には、それぞれの目標に対応する今後 5 年間の「数値目標（指標）」を設定しております。例えば、1 番目の目標に関する「認知症サポーター数」ですが、これは県民の皆様に認知症に関する正しい理解を持っていただき、地域でできる範囲の支援を行っていただく方を増やすための指標です。現状の 13 万 6000 人余りという数字は延べ人数であり、同一人物が複数回受講した場合も重複してカウントされておりますが、さらなる増加を目指し目標値を設定しております。資料下段の「基本施策」につきましては、4 つの施策を展開してまいります。特に 2 番目の「認知症の予防」につきましては、県として重点的に予算措置を行い、新たな取り組みを開始いたします。具体的には、令和 7 年度からの新規事業として、加齢性難聴に着目した「認知症スクリーニングおよび受診勧奨モデル事業」を立ち上げます。秋田大学の協力も得て、まずはモデル市町村において難聴と認知機能低下の早期発見体制を構築してまいります。さらに令和 8 年度からは、「e スポーツ」を活用したフレイル予防・認知機能低下予防の取り組みを開始いたします。こちらは県社会福祉協議会様にもご協力いただき、通いの場等における実践モデルを構築していく予定でございます。

◎柴田委員長

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明についてご質問やご意見のある方はご発言をお願いいたします。

〇柴田融委員（秋田県身体障害者施設協議会）

1 点確認させてください。資料の 2 枚目、「基本施策」の「(6) 保健医療・介護・福祉サービスの提供」という項目のなかに「医療・介護人材の確保と資質向上」と記載がございます。これを拝見した際、「新たな人材を確保した上で、その資質向上を目指す」という趣旨であると理解いたしました。しかし、数値目標の欄を見ますと、指標として設定されているのは「対応力向上に向けた研修を受講した医療・介護従事者数」となっております。

確認ですが、この施策は、「新たな人材の確保」を主眼としているのではなく、「現在従事している人材を対象とした、認知症対応力向上のための資質向上（研修実施等）」に重点を置いているという認識でよろしかったでしょうか。

●長寿社会課長

医療・介護人材の確保は、県全体としての重要課題であり、全庁的かつ広範な施策として別途重

点的に取り組んでいるところでございます。しかしながら、この「認知症施策推進計画」の枠組みの中におきましては、委員ご指摘のとおり、現在既に現場でご尽力いただいている医療・介護人材の方々に対し、認知症に関するより専門的な知識を深めていただき、対応力を向上していただくための「研修等の実施」に焦点を当てております。

そのため、数値目標につきましても、研修の受講者数といった資質向上に直結する指標を設定させていただいた次第でございます。

〇須田委員（秋田県社会福祉協議会　常務理事）

私ども県社会福祉協議会は、認知症対策について様々な形で関わらせていただいております。その観点から見ますと、医療・保健・介護分野における認知症対策はかなり進展してきているという印象を持っております。

県といたしましても、さらなる取り組みの推進として、「認知症予防」に重点を移行しつつあると理解しております。この認知症予防におきましては、「地域づくり」との連携が極めて有効であると考えております。

認知症予防で最も重要なのは、MCI（軽度認知障害）の段階で早期に発見し介入することです。市町村社協が関与している地域の集まりやサロンなどにも、実際にはMCIの段階にある方が多数参加されております。そうした方々に対して、地域コミュニティの中で、難聴対策や先ほどお話にあったeスポーツなど、何らかのアプローチを早期に行うことで、症状の進行を遅らせることが可能になると考えます。医療や介護の専門機関へ繋がった段階では、すでに症状が進行してしまっているケースが少なくありません。したがって、地域の方々が互いに見守り、早期に気づき合える環境を作ることが重要です。

県におかれましては、「通いの場」の拡充や「生活支援コーディネーター」の活用などを通じて地域づくりを進めておられますが、既存の地域組織、例えば老人クラブや様々なイベント活動を行っている地域団体なども含めて、認知症予防の取り組みを幅広く展開していくことが、非常に相性が良く効果的であると感じております。

今後、社協としてもご相談させていただきながら連携を進めてまいりたいと存じますが、県からも様々なヒントやご助言をいただけますと幸いです。

●長寿社会課長

認知症予防を地域づくりからアプローチするという考え方につきましては、県としても全く同感でございます。今回、加齢性難聴に着目した認知機能のスクリーニング事業を3つのモデル市町村で開始いたしました。この事業を実施するにあたり、対象者に最も近い存在であり、日頃から介護予防やフレイル対策に取り組んでおられる市町村の皆様に主体となっていただくことが最も適切であると考え、県としてはその取り組みを後方支援する形で進めております。

モデル事業を実施した結果、実際に難聴の傾向がある高齢者が想定以上に多く、秋田大学の専門家の分析でも、難聴と認知機能低下に相関関係があることが確認されつつあります。こうした事実からも、地域の中で早期発見と予防の取り組みを広げていくことが極めて重要であると認識を深めております。このスクリーニング事業は、令和8年度には7市町村へ拡大し、順次全県へと横展開して

いく計画でございます。委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様にもこの取り組みの意義をご理解いただき、ご協力を賜れれば幸いです。

また、委員ご指摘の通り、地域づくりの基盤となる組織や活動は多岐にわたります。県が推進している「通いの場」につきましても、厳密な定義があるわけではなく、市町村が通いの場として認識しているものを広くカウントしております。今後は、老人クラブなど様々な団体や集まりも「予防活動のパートナー」として位置づけ、共に取り組むネットワークを広げていきたいと考えておりますので、引き続きご指導、ご助言をよろしくお願いいたします。

○藤原委員（秋田県民生児童委員協議会　副会長）

私も地域で活動している中で、認知症の方が非常に増加していると実感しております。認知症を発症された方の背景を観察しますと、3 世代同居など周囲から見れば恵まれた環境にあるように見えても、実は家庭内に様々な問題を抱え、精神的なストレスが発症や進行の要因になっているのではないかと感じられるケースが多々見受けられます。逆に、夫婦二人暮らしで長年支え合い、その後女性が一人暮らしになっても、認知症を発症せずに自立した生活を送っておられる方も多くいらっしゃいます。

私自身も親の介護を経験いたしましたが、認知症が進行し要介護度が上がると、夜間徘徊などにより家族の介護負担は限界に達します。理想としては住み慣れた地域や家庭で過ごすことですが、現実問題として、特に若い世代と同居していない高齢者の場合、在宅介護が困難になり施設へ入所せざるを得ないのが実態です。

認知症の背景には、ご家庭ごとの深刻な悩みやストレスが存在している可能性があること、そして「自分たちだけではもう限界だ」と悲痛な訴えをされるご家族が実際に多数おられるという厳しい現実を、皆様にもご理解いただきたいと思い発言いたしました。

●長寿社会課長

認知症の進行要因は様々であると言われておりますが、その一つとして「地域社会との交流の喪失」による孤立やストレスが挙げられております。先ほどご紹介した「e スポーツ」を活用した新規事業につきましても、家に引きこもりがちな高齢者に、ゲームを通じて外へ出て地域の人々と交流するきっかけを作っていただきたいという狙いがございます。

他者との交流を楽しむことが、結果としてフレイル予防や認知機能低下の予防に繋がっていくものと期待しております。こうした取り組みを通じ、少しでもご家族の負担軽減や地域での支え合いに貢献できるよう、皆様からご意見をいただきながら施策を進めてまいります。

○大曽委員（聖霊女子短期大学　生活文化科　教授）

「基本目標」の筆頭に「認知症への理解と共感の促進」が掲げられております。かつてメタボリックシンドロームやロコモティブシンドローム対策において、まず言葉の認知度を高めることから始めたように、県民への周知啓発を第一の目標に設定されたことは非常に重要であると感じます。

その周知啓発の手法として、教育機関と連携した取り組みも有効ではないかと考えます。例えば、県の健康づくり部門が作成したタバコの害に関する啓発動画を、私が勤務する短期大学の授業で活

用し、学生の理解を深める取り組みを行っております。同様に、認知症に関する教材や動画を提供していただき、子どもの頃や学生時代から「認知症とは何か」を正しく理解し、世代を超えて考える機会を設けることができれば素晴らしいと感じました。

もう一点、政策評価の指標についてご質問いたします。指標の一つである「認知症サポーター数」が目標値に達したかどうかで施策の評価が行われるかと存じますが、最終的な「目指すビジョン」は、認知症の方とそのご家族が安心して自分らしく暮らせる社会の実現です。サポーターの増加がその実現に、貢献することは間違いありませんが、施策の結果として、当事者やご家族の「生活満足度」や「QOL（生活の質）」が実際に向上したのかどうかを把握できれば、次期計画におけるより効果的な施策立案に繋がると考えます。そうした満足度や QOL を測定するような調査や評価手法は、計画に組み込まれているのでしょうか。

●長寿社会課長

1 点目の、教育機関と連携した若年層への周知啓発についてですが、本日は健康づくり推進課の担当者が不在ですが、食生活の改善や生活習慣の改善など、他の健康課題と同様に、若い世代へのアプローチは非常に重要であると認識しております。生活習慣病が認知症の発症リスクを高めることは既に科学的に立証されておりますので、関係部署と連携し、いただいたご提案も参考にしながら効果的な啓発活動を進めてまいります。

2 点目の、政策評価における当事者やご家族の QOL・生活満足度の測定についてですが、現時点の計画においては、生活満足度を定量的に評価するための具体的な調査項目は設定しておりません。いただいたご意見を受け止め、今後の評価手法のあり方として引き続き研究してまいりたいと存じます。

◎柴田委員長

ありがとうございました。他にご質問やご意見はございませんでしょうか。

（発言なし）

特に無いようですので、次に報告事項（4）「バリアフリー社会の形成に関する基本計画（第 5 次基本計画案）について」ご説明をお願いいたします。

(4)バリアフリー社会の形成に関する基本計画（第 5 次基本計画）（案）について

障害福祉課長

資料 4「バリアフリー社会の形成に関する基本計画（第 5 次基本計画案）」についてご説明いたします。本計画は、「1.計画の策定趣旨」にあります通り、バリアフリー社会の形成に向けた目標や施策の方向性等を定め、総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

「2.計画の基本理念」につきましては、県民が力を合わせて、様々な障壁が取り除かれたバリアフリー社会の形成を目指すこととしております。

「3.計画の性格・役割」としては、福祉、教育、建設、交通、観光など多岐にわたる分野の取り組みをバリアフリーの視点で再構築し、体系的・計画的に推進するためのものです。

現行の第 4 次計画の「実績と課題」についてですが、数値目標を掲げた項目の多くは概ね着実に

推進できたと評価しております。一方で、一部の施策において進捗率が鈍化している状況も見受けられたため、今回の第5次基本計画案におきましては、実態を踏まえ、より適切かつ現実的な内容となるよう施策や目標値の見直しを行っております。

次のページをご覧ください。「課題を踏まえた次期計画における方向性」についてです。「基本的な推進体制」といたしましては、目指す姿の実現に向け、第4次計画の枠組みを基本的には継続してまいります。その上で、社会情勢の変化等を踏まえ、施策内容を見直し、適切な数値目標を設定することとしております。「第5次基本計画の構成」についてご説明いたします。「基本目標」は、「誰もが安全で快適に生活できるバリアフリー社会の形成」であり、計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間です。「基本方針」としては、「県民意識の醸成」「支援体制の整備」「施設等の整備促進」の3本柱を設定し、「目指す姿」として4つの項目を掲げております。

次のページ、「施策の方向性（主な取り組み）」をご覧ください。資料右側に記載しております「8つのバリア」の解消に向け、それぞれに対応した施策に取り組んでまいります。施策の多くは第4次計画から継続するものですが、主な「新規・拡充施策」について3点ご説明いたします。

1点目は、「情報のバリアの解消」についてです。視覚障害者を始めとする方々へ災害関連情報を音声で提供するため、スマートフォン向けの音声読み上げアプリ等が県内で円滑に利用できる環境整備を推進いたします。

2点目は、「社会のバリアの解消」についてです。知的障害や精神障害により意思決定に困難を抱える方に対し、本人の意思の形成からその実現までを支援するための知識や技能の習得を目的とした、「意思決定支援研修」を新たに実施いたします。

3点目は、「雪のバリアの解消」についてです。機動的な道路の除排雪を確保するため、老朽化した除雪機械等の設備の更新を計画的に進めてまいります。

次のページをご覧ください。「数値目標」につきましては、8つの項目を設定しております。第4次計画の目標項目をベースとしておりますが、過去の実績を精査し、より実行性の高い目標値へ見直しております。また、意思決定支援研修の受講者数や除雪機械の更新率など、社会情勢やニーズの変化に対応した新たな指標を導入し、計画の着実な推進を図ってまいります。資料下段の「目指す姿の実現に向けた推進体制」に記載の通り、県民、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、協働によって計画を推進してまいります。

県といたしましては、本計画に基づき、誰もが安全かつ快適に生活できるバリアフリー社会の形成に向け、着実に取り組んでいく所存です。

◎柴田委員長

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明についてご質問やご意見のある方はご発言をお願いいたします。

○柴田融委員（秋田県身体障害者施設協議会）

1点目ですが、資料1ページ目の「実績と課題」に、「人口減少や施設老朽化により進捗が鈍化した」ため、「次期計画では適切な政策・数値目標を設定した」と記載されております。人口減少は今後も不可避な課題ですが、具体的にどの施策の目標値を、どのような理由で「適切な（現実的な）

数値」に設定し直したのかお教えください。

2点目は、「数値目標」の中に「福祉教育副読本の活用学校の割合」という項目がございます。目標値が100%未満に設定されているようですが、学校教育のカリキュラム編成の都合等があり、全校での活用を強制することは難しいという現実は理解できます。しかし、本来であれば100%を目指すべき性質のものであり、それを達成するために教育委員会や各学校へどのように働きかけを行っていくお考えでしょうか。

3点目として、新規施策の「意思決定に困難を有する方への支援（意思決定支援研修)」について意見を申し上げます。障害のある方の意思決定支援は、現場においても非常に高度で難しい課題であると認識しております。この分野における専門的な研修が充実していくことは極めて重要であり、県の新たな取り組みとして大変期待しております。

●障害福祉課長

まず1点目の、進捗が鈍化し目標値を見直した施策についてですが、主に公共施設等のハード面のバリアフリー化に関する指標が該当いたします。人口減少に伴い、公共施設の統廃合や機能縮小が進んでおり、施設全体の母数が減少している状況にございます。また、老朽化した施設を全てバリアフリー対応の新たな施設へ建て替えるだけの財政的余裕がないという事情も重なり、バリアフリー化率の向上が頭打ちとなっているのが実情です。そのため、次期計画におきましては、ハード整備の推進という方針自体は継続しつつも、過去の推移や厳しい財政状況・施設環境の実態を踏まえ、実現不可能な高い目標数値を掲げるのではなく、着実に達成可能な現実的な数値へと目標値を下方修正させていただいた次第でございます。

2点目の「福祉教育副読本」の活用割合の目標値（95%）についてお答えいたします。この副読本は健康福祉部で作成し、教育委員会を通じて各小中学校へ配布し、授業での活用をお願いしております。各学校におかれましては、「総合的な学習の時間」などの限られたカリキュラムの中で工夫してご活用いただいておりますが、ご指摘の通り、全ての学校で確実に利用していただくところまでは至っておらず、現状約93%の活用率にとどまっております。県といたしましては、毎年継続して教育委員会及び各学校に対し、本副読本の積極的な活用を強く依頼し、少しでも100%に近づけられるよう働きかけを継続してまいります。

3点目の「意思決定支援研修」についてですが、障害のある方の真のニーズやご意向を正確に汲み取り、適切な支援へと繋げていくプロセスは非常に重要であると認識しております。令和8年度より、障害福祉サービス事業所等に従事する職員を対象とした意思決定支援研修を本格的に開始いたします。現場の支援者の皆様に専門的なスキルを身につけていただき、より質の高い支援に役立てていただけるよう取り組んでまいります。

〇五十嵐委員（秋田県医師会　常任理事）

車椅子を利用している者の家族の立場から発言させていただきます。私と妻は、車椅子仕様の自動車を購入し、様々な場所へ出かけております。しかし、「バリアフリー」を謳っている公共施設や観光施設であっても、実際に車椅子で利用してみると、動線が悪かったり設備が不十分であったりと、非常に苦労するケースが多々ございます。

本計画を拝見して疑問に感じたのですが、バリアフリー施策を推進するにあたり、実際に施設を利用する障害当事者や、それを介助する家族の「生の声」を直接聞き取るような仕組みや場は、県の体制の中に存在しているのでしょうか。現場の実態を知る当事者の意見を反映させずに計画を進めても、結果的に「使い勝手の悪い、不十分なバリアフリー」になってしまうのではないかと懸念しております。

●障害福祉課長

県として、施設を利用される障害当事者の方々から直接、個別の施設に関する意見を体系的に集約するような独自の仕組みは、現状持ち合わせておりません。本計画の推進にあたっては、年に1回程度「バリアフリー社会の形成に関する推進会議」等を開催しており、各障害者団体や支援団体の代表者様にお集まりいただき、県の施策状況をご報告し、意見交換を行っております。その場でいただいたご意見を施策に反映させるよう努めております。

委員ご指摘の通り、県の「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」が定める整備基準を満たし、適合証を交付されている施設であっても、利用者個々の障害の特性や状況によっては、必ずしも使い勝手が良いとは限らないという現実があることは認識しております。施設設備に対する具体的な改善要望等につきましては、県が全てを集約して指導することは困難であるため、大変恐縮ではございますが、まずは施設の管理者へ直接ご意見やご要望をお伝えいただき、可能な範囲での改善を促していただくという形にならざるを得ないのが実情でございます。ご期待に沿える回答とならず申し訳ございませんが、ご理解いただけますと幸いです。

○瀬尾委員（秋田大学教育文化学部　准教授）

質問ではなく要望として発言させていただきます。先ほどの福祉教育副読本の活用や、保育・学校教育の現場における取り組みを通じて、子どもたちの間での障害理解や思いやりの精神、いわゆる「心のバリアフリー」は着実に進展していると感じております。

しかし一方で、物理的な「ハード面のバリア」は依然として高い壁となっているのが実情です。今回の計画の数値目標を拝見しますと、「市町村道における歩道の段差解消率」の目標値が「40%」に設定されております。前回の実績からの微増とはいえ、「誰もが安全・安心に生活できる社会」を目指すという理念からすれば、この目標値は低すぎるのではないでしょうか。

財政的な制約があることは承知しておりますが、障害のある方もない方も、誰もがよりアクセスしやすく、移動しやすい環境の整備に向けて、ハード面のバリアフリー化目標をもう少し引き上げ、積極的に推進していただきたいと強く要望いたします。

●障害福祉課長

心のバリアフリーの推進につきましては、先ほどご説明した副読本の活用に加え、身体障害者福祉協会等のご協力を得て、障害当事者の方に講師として学校へ出向いていただく「出前講座」を実施し、障害理解の促進に努めております。

一方、ご指摘をいただきました「歩道の段差解消率」等のハード整備の目標値につきましてご説明いたします。第4次計画では「歩道の段差解消の整備箇所数」を目標としておりましたが、次期計

画ではより実態を反映させるため指標の算定方法等を見直しております。ハード面の整備、特に道路行政につきましては建設部の所管となりますが、県全体の極めて厳しい財政状況の中、新規の段差解消工事に多額の予算を割くことが困難な状況にございます。そのため、現状のバリアフリー化された歩道を適切に維持・補修していくことを優先せざるを得ず、限られた補助事業等の予算枠の中で可能な範囲で整備を進めていくという方針となっております。

そうした行政側の財政的背景や制約を踏まえた結果、大変心苦しいのですが、実現性を考慮し、現状の推移から算出した「40%」という現実的な数値を目標として設定せざるを得なかったという事情がございます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎柴田委員長

ありがとうございました。他にご発言はございませんでしょうか。

（発言なし）

特に無いようですので、次に報告事項（5）「秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例について」ご説明をお願いいたします。

（5）秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例について

幼保推進課長

令和 7 年 10 月 10 日に施行されました「秋田県社会福祉審議会条例の一部改正」についてご報告いたします。資料の 5 をご覧ください。

「1.改正理由」ですが、令和 7 年 10 月 1 日施行の「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、幼稚園及び特別支援学校幼稚部の職員による児童への虐待や発見者による県等への通報、所管行政庁による事実確認、児童の安全確保等措置及び専門的な知識を有する者への報告等が義務付けられることから、「秋田県社会福祉審議会」に幼稚園等における措置状況を報告することができるようにしたものでございます。

「2.主な改正内容」についてです。（1）として、秋田県社会福祉審議会が調査審議する事項の中に、幼稚園等における入園児童に対する虐待に係る措置に関する知事又は教育委員会の報告に係る事項を追加いたしました。また、（2）として、児童福祉専門分科会の部会が調査審議する事項についても、同様に幼稚園等における措置の報告に関する事項を追加しております。なお、条文中の「知事又は教育委員会」という記載につきましては、私立の幼稚園等に関する権限は知事が、公立の幼稚園等に関する権限は教育委員会がそれぞれ有しているため、このような表記となっております。

次のページをご覧ください。参考として、こども家庭庁が作成した法改正の概要資料を添付しております。今回の法改正の趣旨は、保育所等において虐待等の不適切な事案が相次いで発生していることを受け、児童養護施設等の入所施設と同様の虐待等の対応の仕組みを設け、こどもが安心して保育所等に通え、また、保護者が安心してこどもを預けられる環境を整備することにあります。資料右下の「通報義務等の対象施設・事業」の欄に記載のとおり、これまでの入所施設に加え、新たに幼稚園等の通所施設が対象に追加されました。なお、幼稚園・特別支援学校幼稚部以外の保育所等に関する事案につきましては、法令の規定により、すでに本審議会児童福祉専門分科会の調査審議の対象に含まれております。

◎柴田委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明について、ご質問やご意見のある方はおりますでしょうか。

（発言なし）

特に無いようですので、それでは最後に、次第5「その他」に入ります。すでに各案件の審議の中で委員の皆様から貴重なご提言をいただいておりますが、せっかくの機会ですので、全体を通して、あるいはその他の所管事項に関しましてご発言のある方は挙手をお願いいたします。

5　その他

○細越委員（秋田県町村会　副会長（小坂町長））

町村会を代表して出席しておりますが、各町村の状況を全て網羅しているわけではございませんので、私の地元の小坂町における取り組み状況についてご報告させていただきます。

まず、「子どもの貧困解消対策推進計画」に関連してですが、小坂町では昨年度、「子ども計画」を含む4つの関連計画を策定いたしました。その中で、困難を抱える子どもや若者への支援策として位置付けた事業の大部分は、県の福祉事務所や社会福祉協議会等と密接に連携して実施する内容となっております。県におかれましては、引き続きの連携とご支援をよろしくお願いいたします。

また、就学援助等の経済的支援につきましては、小坂町では独自の取り組みを進めております。保育料につきましては現在完全無償化を実施しており、小中学校における給食費の無償化や教材費の助成も行っております。高校につきましては、町内に高校が存在しないため、通学費等に対する就学支援を実施しております。さらに、小学5年生から中学3年生を対象とした公設学習塾を無償で開催するなど、手厚い支援体制を敷いております。

これらの事業は、貧困対策に特化したものではなく「町内の全ての子ども」を対象とした施策ではありますが、結果として困窮世帯への経済的支援に大きく寄与していると考えております。小規模な町であるため、特定の困窮者を対象とした事業を実施した場合、偏見の目に晒されるリスクが懸念されます。そのため、「こども食堂」につきましても、対象者を限定せず「町民誰もが利用できる食堂」として運営しており、私自身も何度か利用させていただいております。

次に、「認知症施策推進計画」に関連してですが、小坂町では現在「チームオレンジ（認知症サポーター等による支援チーム）」の立ち上げに向けた準備を進めております。去る3月10日には、現在「認知症カフェ（通いの場）」の運営を担っている町社会福祉協議会の職員や、認知症サポーター養成講座を修了したボランティアスタッフに対するステップアップ研修を実施し、「チームオレンジ」としての活動を正式にスタートさせました。県におかれましても、引き続きのご指導とご支援をよろしくお願い申し上げます。

●地域・家庭福祉課長

貴重な実践報告をいただき、誠にありがとうございます。困難な問題を抱える子どもや女性への支援につきましては、県として広域的な施策を展開する一方で、小坂町様をはじめとする各市町村におかれましても、地域の実情に応じた独自の工夫を凝らした素晴らしい取り組みを実施していただ

いていると承知しております。

就学援助等に関する小坂町様の手厚い支援策や、利用者の心理的負担に配慮した事業展開など、大変参考になります。住民の皆様に最も身近な基礎自治体である市町村の役割は極めて重要です。県といたしましては、各市町村の独自の取り組み状況をしっかりと把握・共有しつつ、引き続き強固な連携体制のもとで県全体としての支援体制を底上げしてまいりたいと考えております。今後ともよろしくお願いいたします。

●長寿社会課長

小坂町様におかれましては、3 月 10 日の「チームオレンジ」の立ち上げ、誠にありがとうございます。国は令和 7 年度末までに全ての市町村でチームオレンジを整備するという目標を掲げておりますが、人員確保や運営要件等のハードルが高く、県内の多くの市町村が整備に苦心されているのが実情です。そのような中、小坂町様が率先して体制を構築していただいたことに深く感謝申し上げます。今後、このチームオレンジを核として、地域における認知症施策や見守り体制がさらに充実していくことを期待しております。県といたしましても、小坂町様の活動をしっかりと後押ししてまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

◎柴田委員長

ありがとうございました。他にご発言はございませんでしょうか。事務局からの連絡事項等はございますか。

●事務局

特にございません。

柴田委員長

それでは、本日は数値目標の設定等も含め、委員の皆様から大変多岐にわたる貴重なご意見・ご提言を賜りました。目標の達成には困難を伴う課題も多々あるかと存じますが、本日頂いたご意見が県の施策にしっかりと反映され、実効性のある取り組みへと繋がっていくよう、事務局の皆様にはより一層のご尽力をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の予定されていた案件は全て終了いたしました。委員の皆様には、長時間の会議でありながら、円滑な議事進行にご協力をいただき誠にありがとうございました。